

○仙台市道路管理に関する条例

平成一二年三月一七日

仙台市条例第二〇号

改正 平成一三年三月条例第九号

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）に基づく本市が管理する道路の占有その他道路の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 本市が管理する法第二条第一項に規定する道路をいう。
- 二 道路の占有 法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。
- 三 道路占有者 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けたものをいう。
- 四 占有期間 法第三十二条第一項又は第三項の規定により許可をした占有の期間をいう。

(掘削の禁止)

第三条 道路の舗装工事の施行後は、当該道路の舗装の区分ごとに市長が別に定める期間内は、掘削工事をしてはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(占有許可の表示)

第四条 市長は、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可をしたときは、道路占有者に対して道路占有許可書及び道路占有許可済証を交付するものとする。ただし、市長がその交付の必要がないと認めるときは、道路占有許可済証を交付しない。

- 2 道路占有許可済証の交付を受けた道路占有者は、占有期間中、当該道路占有許可済証を占有物件に貼付しておかなければならない。

(届出)

第五条 道路占有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名（法人その他の団体にあつては、所在地又は名称）を変更したとき
- 二 法人その他の団体である道路占有者が代表者を変更したとき

三 法人その他の団体である道路占有者が解散しようとするとき

四 占有期間を短縮し、又は道路の占有を廃止しようとするとき

(道路の占有に関する工事)

第六条 道路占有者は、道路の占有に関する工事（以下「占有工事」という。）に着手しようとするときは、速やかに、市長に工事着手届を提出しなければならない。

2 道路占有者は、占有工事を施行しようとするときは、当該施行場所に現場責任者を置かなければならない。

3 道路占有者は、前項の規定により現場責任者を置いたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 道路占有者は、占有工事の期間中、道路占有工事標識を見やすい場所に掲示しておかなければならない。

5 道路占有者は、占有工事に起因して道路の損傷又は事故が発生したときは、必要な応急措置を講じたうえ、速やかに、市長に報告しなければならない。

6 道路占有者は、占有工事が完了したときは、速やかに、工事完了届を提出するとともに、市長の検査を受けなければならない。

7 第一項、第三項、第四項及び前項の規定は、市長が別に定める占有工事については適用しない。

(補修責任)

第七条 道路占有者は、占有工事により掘削した道路を自ら復旧した場合において、前条第六項の検査が終了した日から起算して市長が別に定める期間内に、当該道路に路面の沈下、亀裂等の損傷が生じたときは、その損傷を補修しなければならない。

2 道路占有者は、前項の規定にかかわらず、その損傷が明らかに道路占有者の復旧工事の施行の瑕疵に起因するものであると認められるときは、前項の市長が定める期間の経過後であっても、その損傷を補修しなければならない。

(占有物件の維持管理義務等)

第八条 道路占有者は、占有物件の適正な維持管理を行い、道路又は占有物件の破損、汚損等によって道路管理上支障をきたさないよう十分な措置を講じなければならない。

2 道路占有者は、道路の占有に起因して本市又は第三者に損害を与えたときは、その責任において損害を賠償しなければならない。

(地位の承継)

第九条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の道路占有者の一般承継人(分

割による承継の場合にあっては、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可に係る  
工作物、物件又は施設を承継する法人に限る。)は、被承継人が有していた同条第一項又  
は第三項の規定による許可に基づく地位を承継する。

- 2 前項の規定により地位を承継した者（その者が二人以上あるときは、その代表者）は、  
その承継の日から三十日以内にその事実を証する書面を添えてその旨を市長に届け出な  
なければならない。

（平一三、三・改正）

（権利譲渡等の禁止）

第十条 道路占有者は、あらかじめ市長の承認を受けなければ許可に基づく権利を譲渡し、  
又は転貸してはならない。

（道路予定区域）

第十一条 第三条から前条までの規定は、法第九十一条第二項の道路予定区域について準用  
する。

（委任）

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に仙台市道路管理規則（昭和四十九年仙台市規則第六十九号）の  
規定に基づきなされた手続その他の行為で、この条例中これに相当する規定があるものは、  
この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平一三、三・改正）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。